

奈良県告示第三百九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条の規定に基づき、道路の区域を次とおり変更し、供用を開始する。

その関係図面は、奈良県県土マネジメント部道路マネジメント課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

令和七年十一月二十一日

奈良県知事 山下真

- 一 道路の種類 一般国道
二 路線名 二五号
三 道路の区域

		区間		区域変更の前後別
後	前	奈良市小倉町三五番一 地先から 奈良市小倉町三八番一 地先まで	奈良市小倉町三五番一 地先から 奈良市小倉町三八番一 地先まで	
一六・七	一一・九	九・一	四・三	敷地の幅員 メートル
	一二一・七		一二一・七	延長 メートル
				備考

四 供用開始の区間

道路区域の変更に伴い新たに道路となつた部分

五 供用開始年月日

令和七年十一月二十一日